

# 会費規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人中川法人会（以下「本会」という。）の定款第7条第1項の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会 費)

第2条 本会の会費年額は、「別表」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

## (会費の使途)

第3条 前条の会費は、本会の定款第4条第1項第7号に規定される事業及び管理運営に係る費用に使用する。

## (会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3ヵ月以内に納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費年額を、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用して振り込む
- (2) 集金

## (入会初年度の会費)

第5条 新規に入会した会員の当該事業年度の会費は、徴収しない。

## (会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1号に該当すると判断した場合、1ヵ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

## (その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般認可を受け移行の登記をした日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程の改正は、平成26年6月1日から施行する。

## 定款第7条第1項に定める会費

## 1 正会員

- |  |              |             |
|--|--------------|-------------|
| (1) 資本金額（出資金額）   | 100万円以下の法人   | 年額 3,000円   |
| (2) 同  | 500万円以下の法人   | 年額 6,000円   |
| (3) 同  | 1,000万円以下の法人 | 年額 8,000円   |
| (4) 同  | 2,000万円以下の法人 | 年額 12,000円  |
| (5) 同  | 5,000万円以下の法人 | 年額 18,000円  |
| (6) 同  | 1億円以下の法人     | 年額 25,000円  |
| (7) 同  | 5億円以下の法人     | 年額 50,000円  |
| (8) 同  | 5億円超の法人      | 年額 100,000円 |
| (9) 中川税務署管内の支店・営業所等の事業所  |              | 年額 5,000円   |
| (10) 中川税務署管内で会員が親・子関連にある法人の子会社は<br>経理担当者が同一の場合は会費不要とし、それ以外は上記<br>正会員の資本金額（出資金額）に準じた年額の半額とする。<br>但し、最低額 |              | 3,000円      |
| (11) 社団法人等又は人格のない社団<br>(学校法人・宗教法人・NPO法人・第三セクター等を含む。)   |              | 年額 3,000円   |

## 2 賛助会員

法人については、上記1正会員の資本金額（出資金額）に準じた年額とする。  
個人については、年額 3,000円